

# 鳥取縣公報

## 規 則

◇鳥取縣規則第二十九号

豚コレラ予防に関する規則を次のように定める。

昭和二十六年五月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

豚コレラ予防に関する規則

第一條 家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）

第十六條第一項の規定により知事が指定する区域から

豚及び豚コレラの病毒傳播の虞ある物品の移入を禁止

する。

第二條 第一條の知事が指定する区域以外からの豚の移

入は当該都道府縣の発行する豚コレラ注射済証（予防

液注射の場合は、注射の日から四箇月以内免疫血清注

射の場合は注射の日から二十日以内のものであること）

昭和二十六年五月二十五日 金 曜 日  
第二千二百一十二号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

を有するものでなければ行つてはならぬ。

第三條 第一條の規定による区域の指定は告示をもつて

する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

◇鳥取縣告示第二百三十七号

造林臨時措置法第七條（昭和二十五年法律第五十号）

により次の通り造林計画を定めた。

昭和二十六年五月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番 号	伐採跡地等の所在 地目	地 価	樹 種	植 伐 了期限	他 の 目 的 に 使 用 さ れ て い る 場 合 の 調 整	所 有 者		権利関係者		備 考
						住 所	氏 名	住 所	氏 名	
1	東伯郡以西村大字大父 字大山家一、〇一三ノ 八三	山林	一六二	スギ	昭和三年 九月末日	東伯郡以西村大 字大父八一九	小 椋 傳重	面積	一反五畝歩	
2	〃 〃 一、〇一三ノ七三	〃	一〇七	〃	〃	〃	小 椋 鉄藏	〃	一反歩	
3	〃 〃 一、〇一三ノ四五	〃	二五九	〃	〃	〃	一三ノ一前田 栄一	〃	二反五畝歩	
4	〃 〃 一、〇一三ノ二三	〃	三二四	スギ及 ヒノキ	〃	〃	杉本 清市	〃	三反歩	
5	〃 〃 一、〇一九	〃	九	スギ	昭和三年 九月末日	〃	小 椋 重朗	〃	二反歩	
6	〃 〃 一、〇一三ノ四二	〃	一九四	〃	昭和六年 九月末日	〃	橋田重次郎	〃	一反八畝歩	
7	〃 〃 一、〇一三ノ五九	〃	七五六	〃	〃	〃	川上 貞藏	〃	一町歩	
8	〃 〃 一、〇一三ノ四四	〃	二一六	〃	〃	〃	山本 一郎	〃	二反歩	
9	〃 〃 一、〇一三ノ三四	〃	一二六	〃	〃	〃	橋田 源藏	〃	〃	
10	〃 〃 一、〇一三ノ三一	〃	六三	〃	〃	〃	橋本 虎吉	〃	六畝歩	
11	〃 〃 一、〇一三ノ三五	〃	六三	〃	〃	〃	河上 勝美	〃	〃	
12	〃 〃 一、〇一三ノ一五	〃	六三	〃	〃	〃	河上 清光	〃	〃	
13	〃 〃 字河原奥一、〇〇六	〃	一六二	マツ	〃	〃	小 椋 重朗	〃	一反五畝歩	

14	〃 〃 字三の谷一、〇二六	〃	七二	〃	〃	〃	八〇五ノ一 小 椋 平藏	〃	一反五畝歩	
15	〃 〃 字河原奥一、〇一	〃	一〇五	マツ	〃	〃	小 椋 重朗	〃	一反歩	
16	〃 〃 字飲林一、〇七〇	〃	一三九	〃	二十九日 九月末日	〃	小 椋 二朗	〃	一反三畝歩	
17	〃 〃 字ぬるもと一、〇八三	〃	六七八	スギ	三十年 九月末日	〃	小 椋 重朗	〃	二反五畝歩	
18	〃 〃 字坂の谷九七五ノ二	〃	一六	〃	二十八日 九月末日	〃	表 虎吉	〃	一反三畝歩	
19	〃 〃 字下林一、一〇四	〃	四、五五四	スギ及 マツ	〃	〃	川上 重德	〃	二町九反四畝歩	
20	〃 〃 字木の谷一、一〇一	〃	四、二四一	マツ	二十九日 九月末日	〃	〃	〃	一町八反五畝歩	
21	〃 〃 字坂の谷九六三	〃	二二二	スギ	二十八日 九月末日	〃	大父三三六 山本 豊	〃	一反歩	
22	〃 〃 字木の谷一、〇九九	〃	一、八五三	〃	〃	〃	高岡五二 川上 誠治	〃	八畝歩	
23	〃 〃 字三の谷一、〇二五	〃	原野三、五四九	マツ	二十九日 九月末日	〃	三〇四ノ三 以西村	〃	五町歩	
24	〃 〃 字水谷一、〇九〇	〃	二三六	スギ	二十八日 九月末日	〃	大父三三七 前田 良実	〃	一反歩	
25	〃 〃 高岡字下大谷五九四	〃	六、四三七	スギ	〃	〃	高岡四五 川上 重德	〃	一町三反歩	
26	〃 〃	〃	五九六	〃	〃	〃	〃 〃 五三 川上 雄美	〃	六反五畝歩	

27	字金屋谷六一三	二四七	二十九	川上	重德	五畝步
28	六一四	三、九五七	二十九	川上	重德	八反步
29	六一七	六四三	三十	川上	重德	一反三畝步
30	六一八	一、八七九	二十八	川上	雄美	三反八畝步
31	六二一	一五、二三七	二十九	川上	重德	三町一反步
32	字上大谷六二四、六二七	二、七七八	二十八	川上	雄美	五反五畝步
33	六二六	八〇一	九月末	川上	重德	二反步
34	六二八	二、四七八	九月末	川上	重德	二反步
35	字大棚六四〇	原野二、一五六	九月末	川上	重德	二反步
36	字水谷六四七	山林一、七七二	二十九	川上	雄美	五反步
37	大字山川字柴尾九一〇	一、四七六	二十九	川上	雄美	五反步
38	山川字水谷八八七ノ一	九二七	二十九	川上	雄美	五反步
39	八八七ノ二	一、〇九八	二十九	川上	雄美	五反步
40	字釈伽平小道東七五二	七二〇	二十九	川上	雄美	五反步
41	七五三	五六七	二十九	川上	雄美	五反步
42	上林平七六〇	一、三三三	二十九	川上	雄美	五反步
43	七六二	三、八四三	二十九	川上	雄美	五反步
44	字水谷八七四ノ四	四六八	二十九	川上	雄美	五反步
45	八七四ノ一	四六八	二十九	川上	雄美	五反步
46	字岸ノ下西平通八〇	原野四、三五六	二十九	川上	雄美	五反步
47	字牛卷谷七九二ノ三	山林 七七四	二十九	川上	雄美	五反步
48	七九二ノ二	一、一二五	二十九	川上	雄美	五反步
49	字おいこ谷八四	ノ二原野二、八三五	二十九	川上	雄美	五反步
50	八四一ノ一	七、二四五	二十九	川上	雄美	五反步
51	八四二ノ三	八、三七五	二十九	川上	雄美	五反步
52	字鳴子谷平八一三ノ二	山林 二二七	二十九	川上	雄美	五反步
53	字長谷九九九	四、〇七七	二十九	川上	雄美	五反步
54	九九七	三、五六四	二十九	川上	雄美	五反步
55	一、〇〇〇ノ一	一、〇六二	二十九	川上	雄美	五反步

40	字釈伽平小道東七五二	七二〇	二十九	川上	雄美	五反步
41	七五三	五六七	二十九	川上	雄美	五反步
42	上林平七六〇	一、三三三	二十九	川上	雄美	五反步
43	七六二	三、八四三	二十九	川上	雄美	五反步
44	字水谷八七四ノ四	四六八	二十九	川上	雄美	五反步
45	八七四ノ一	四六八	二十九	川上	雄美	五反步
46	字岸ノ下西平通八〇	原野四、三五六	二十九	川上	雄美	五反步
47	字牛卷谷七九二ノ三	山林 七七四	二十九	川上	雄美	五反步
48	七九二ノ二	一、一二五	二十九	川上	雄美	五反步
49	字おいこ谷八四	ノ二原野二、八三五	二十九	川上	雄美	五反步
50	八四一ノ一	七、二四五	二十九	川上	雄美	五反步
51	八四二ノ三	八、三七五	二十九	川上	雄美	五反步
52	字鳴子谷平八一三ノ二	山林 二二七	二十九	川上	雄美	五反步
53	字長谷九九九	四、〇七七	二十九	川上	雄美	五反步
54	九九七	三、五六四	二十九	川上	雄美	五反步
55	一、〇〇〇ノ一	一、〇六二	二十九	川上	雄美	五反步

56	字新林八二五	原野二、二九五	〃	〃	〃	〃	高岡三〇四ノ三以西村長	〃	一町三反歩
57	字登字五輪九二二ノ二	二、六六五	マツ	〃	〃	〃	〃	〃	一町四反七畝歩
58	宮木字西細見谷一七	〃	一、八六三	赤マツ	〃	〃	〃	〃	六反歩
59	字かみ山谷四一六ノ二	五、八三二	スギ	〃	〃	〃	〃	〃	二町歩
60	〃	〃	二、四七五	〃	〃	〃	〃	〃	一町歩
61	〃	〃	八、〇六四	赤マツ	〃	〃	〃	〃	三町歩
62	〃	〃	九四六	スギ	〃	〃	〃	〃	三反歩
63	〃	〃	二、五二〇	〃	〃	〃	〃	〃	八反歩
64	字勝鉢谷一ノ一	原野二、七六八	赤マツ	〃	〃	〃	〃	〃	二町三反歩
65	字細見谷頭一二	山林一、九七一	スギ	〃	〃	〃	〃	〃	四反歩

◇鳥取縣告示第二三三十八号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年五月鳥取縣規則第二十九号)第一條の規定による移入を禁止する区域を次のように指定した。

昭和二十六年五月二十五日

移入禁止区域

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 移入禁止区域  
 神奈川縣、宮城縣、東京都、岐阜縣、埼玉縣、広島縣、山形縣、福岡縣、青森縣、秋田縣、岡山縣、鹿兒島縣、熊本縣

雜 報

鳥取縣地方勞働委員會幹旋員候補者を勞働關係当事者に周知させることについて

鳥取縣地方勞働委員會

氏名	生 年 月 日	現 職	經 歴	現 住 所
鳥取地区				
山崎 久雄	明三九、九、一一	中国配電従業員	前勞働委員 〃縣勞働協會長	岩美郡米里村中大路
寺田 猛男	〃四五、一、一六	家具製造業	〃勞働委員	鳥取市玄好町
塚田小太郎	大八、一、一	商業	〃〃 〃東部勞協書記長	〃 豆腐町四一
山根万壽治	明三〇、一〇、一六	東部勞協書記	前勞働委員	〃 浜坂
足立 益二	〃三九、一、一八	会社重役	前勞働委員	〃 東品治町二四
鈴木 敬直	大八、一、一八	縣經營者協會事務局長	〃	〃 立川町一丁目
森岡 清	〃五、一一、七	共栄産業専務	〃	〃 梶川町
中谷 周藏	明三四、一〇、一六	鳥取工業会社々長	三和銀行課長	〃 東品治町一一六
君野 順三	〃一六、一〇、一三	弁護士	前勞働委員會々長	〃 〃 西町一八七
徳永 長	〃三三、一二、二四	弁護士	〃勞働委員	〃 〃 八頭郡用ヶ瀬町
山崎 季治	〃三七、一〇、一七	弁護士	前檢事 〃地勞委事務局長	鳥取市西町

山本 正一 //三七、五、六 運輸業 前勞働委員 氣高郡鹿野町二四二四  
 山部憲太郎 //三八、一二、二九 日本海新聞社編輯局次長 鳥取市吉方町一六三  
 植田 繁春 //四五、四、一〇 消費組合理事 前勞働委員 // 吉成四三二ノ一  
 岩垣新一郎 //二八、一、一 大平土建會長 元警視 勞働委員 // 東町七〇

倉吉地区

長谷川 菊 明三六、六、一五 中国配電技手補 前中部勞働協會長 東伯郡旭村本泉  
 //勞働委員  
 河崎 巖 大一〇、一二、一四 国鉄勞組米子地方本部 国鉄上井地区會長 // 上井町  
 專從役員  
 安達 誠 明三六、八、一一 那是倉吉工場長 倉吉町福吉町  
 桑名 節藏 //三三、六、三 日通倉吉支店長 東伯郡社村大字秋喜七七  
 小谷 善高 四三才 西鄉村長 // 西鄉村山根  
 三好 久義 三四才 赤碕町長 // 赤碕町  
 生田 虎藏 明三六、七、二五 伯耆振興從組委員長 // 上北條村大塚  
 縣會議員 勞働委員

米子地区

平田 賢 二四才 米子機關区機關士 西部勞働書記長 米子市東福原  
 畑 和夫 大五、三、二八 米子電話課事務官 全遞縣地区執行委員長 // 西福原九九九

小島 高助 // 七、一一、一八 日通米子支店職員 西部勞働協會會長 島根縣能義郡荒島村  
 前勞働委員  
 長谷川利隆 明二八、四、三 長谷川商會社長 前勞働委員 米子市道笑町一ノ三  
 坂口 幹 //四一、一二、二二 カギサ食料品工業所長 // 西町二二  
 田中重次郎 //三〇、一、三 米子造船社長 縣勞働教育諮問委員 // 万能町九四  
 松田 勝三 //四〇、三、一九 日野郡畜産協同組合副會長 前勞働委員 // 加茂町一丁目  
 三好 泰三 //四二、七、二一 小泉証券株式会社社長 縣教育委員 日野郡日野村舟場  
 小泉 順三 四七才 中配營業所員 電産米子分会委員長 米子市東町五四  
 深田 豊 三二才 消費組合理事 勞働委員 西伯郡日吉津村今吉二八二  
 高橋要三郎 五五 柳沢愛之助 五一 柳沢愛之助 消費組合理事 勞働委員 米子市久米町一八二  
 事 務 局 局長 鳥取市吉成  
 榎田喜一郎 明四四、四、九 局長 大覺寺三三  
 谷口惠五郎 //二五、八、二五 總務課長 // 行徳  
 宮谷 芳春 //三五、三、一八 調整課長 // 上町  
 尾嶋 繁顯 明三八、一二、一〇 審査課長

昭和二十六年五月一日現在